

# 「令和3年福島県沖地震による災害」に係る 商業機能回復支援補助金に関するQ & A

## 1 制度について

### Q 1-① この補助金の目的は何ですか？

⇒ 「令和3年福島県沖地震による災害」により甚大な被害を受けられた事業者の方々の事業復旧を支援し、被災地域における商業機能の恒久的な回復を図ることを目的としています。

### Q 1-② 「商業」とはどういった産業を指すのですか？

⇒ 「商業」とは、一般的には卸売業、小売業、飲食業を指します。本補助金は、これらに運輸業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業を加えた商業関連産業と、住民生活に密着した一部のサービス業を対象としています。

## 2 対象者・対象施設

### Q 2-① 中小企業者に該当するかどうかは何で確認すればよいのですか？

⇒ 募集要領別表2に中小企業者の定義を載せています。従業員規模と資本金規模のどちらかが基準以下であれば中小企業者に該当します。

### Q 2-② 個人事業主（自営業者）も対象になりますか？

⇒ 対象になります。

### Q 2-③ 卸売業、小売業、飲食業、運輸業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、サービス業であればすべての業種が対象になりますか？

⇒ 業種によっては対象にならない場合があります。募集要領別表1に記載しているとおり、日本標準産業分類によって区分していますので、下記ホームページで御確認いただくか、問い合わせ先までお問い合わせください。

なお、主な業種を「対象業種分類一覧」に掲載していますので、併せて御覧ください。

〈参考〉日本標準産業分類（総務省統計局ホームページ）

[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm)

### Q 2-④ 被災前と異なる業種で事業を復旧することは可能ですか？

⇒ 被災前及び事業復旧後の業種がどちらも補助対象業種の範囲内であれば対象になります。

### Q 2-⑤ 隣県にある店が被災しましたが、宮城県内で事業の復旧を考えています。対象になりますか？

⇒ 対象となりません。

### Q 2-⑥ 既に復旧して費用も支払い済ですが、対象になりますか？

⇒ 対象になります。

### Q 2-⑦ 私は2店舗を経営していますが両方とも被災しました。2店舗とも対象になりますか？

⇒ この補助金で対象になるのは1事業者当たり1店舗だけとなります。

Q2-⑧ 私は大家さんから店を借りて商売をしていましたが、店が「大規模半壊」の判定を受けました。大家さんは、店子である私が施設も含めて修繕するのを承諾していますが、「商業機能回復支援補助金」を利用できますか。

⇒ できます。その場合、大家さんの施設分も含めて申請できますが、補助金は総額で補助限度額以内となります。

Q2-⑨ Q2-⑧の場合で、大家さんが自ら施設の修繕をするときは「商業機能回復支援補助金」を利用できますか。

⇒ 大家さんは利用できません。本補助金を利用できるのは施設を直接使用して事業を行っている事業者の方だけです。

### 3 対象経費

Q3-① どういった施設が補助対象になりますか？

⇒ 被災した施設が自己所有である場合には、その施設の修復及び建替えに要する費用が対象になります。

被災した施設が他者所有（賃貸など）の場合には、復旧費用のうち内装設備に要する費用のみ対象となります。

Q3-② どういった設備が補助対象になりますか？

⇒ 事業の復旧に必要であって、事業者の資産として計上する設備が対象になります。資産として計上しないものは、事業に必要であっても対象になりません。

また、車両やパソコンなど他の用途に使用することができるものも対象になりません。

Q3-③ 設備は被災前と同等のものでなければいけませんか？

⇒ 事業の復旧に必要な設備であれば、必ずしも被災前と同等でなくても対象になります。

Q3-④ 運送・営業・販売等に使用する車両の購入・修繕は対象になりますか？

⇒ 車両については対象になりません。ただし、店舗の代替機能として移動販売車（移動販売を行うための改造を施したものに限る。）により事業を復旧する場合には対象になる場合があります。

Q3-⑤ 来客用駐車場や業務用車両駐車場の復旧費用（整地・舗装・白線引き等）は対象になりますか？

⇒ 事業の復旧に必要な設備であれば対象になります。

Q3-⑥ 来客用又は業務用車両駐車場用地の借上費用も対象になりますか？

⇒ 借上費用は対象となりません。

Q3-⑦ 自分（自社）で施設・設備を修復・修理した場合の費用は対象になりますか？

⇒ 修復・修理に要した資材等の原価のみ対象となります。

なお、親族（役員）や、自分が役員として就任している法人が施設・設備を修復・修理した場合については、原則修復・修理に要した資材等の原価のみが対象となりますが、個別の事情により労賃等その他の経費についても対象になる場合がありますので、詳しくは県商工金融課まで御相談ください。

#### 4 他の支援制度との併用

Q 4-① 別途「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」に申請中ですが、併せてこちらにも申請することができますか。

⇒ 申請は可能ですが、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の利用が確定した場合は本事業を利用できませんので、申請を取り下げさせていただくことになります。

Q 4-② 復旧費用の一部に、既に市町村の補助金を使っているのですが、県の補助金も申請できますか？

⇒ できます。ただし、市町村によっては、県の補助金との併用を認めていない場合がありますので、事前に市町村に確認してください。

Q 4-③ 金融機関の融資を受けて施設を復旧しましたが、県の補助金を申請することはできますか？

⇒ できます。

#### 5 申請方法

Q 5-① 郵送での申請は可能ですか？

⇒ 県商工金融課あてに郵送で申請することが可能です。申請期限必着となりますので御注意ください。

Q 5-② 電子メールでの申請も可能ですか？

⇒ 電子メールでの申請はお受けできません。

Q 5-③ 閉庁日（土、日、祝日）でも受け付けてもらえますか？

⇒ 閉庁日は受け付けできません。平日に都合が悪い方は、郵送等での申請が可能ですので御了承ください。

#### 6 提出書類

Q 6-① 罹災証明書は必ず必要ですか？

⇒ 原則として必要です。もし提出できない場合には、代わりに大規模半壊以上の被害であることが分かる写真もしくは建築士による「建物被災状況報告書」（大規模半壊相当以上の判定を受けたもの）を必ず添付してください。

※ 罹災証明書とは

市町村が建物の被災状況を調査して、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」に区分して発行する証明書です。

したがって、市町村が発行したものであっても、これらの被災区分が記載されていないものは罹災証明書ではありませんので御注意ください。

#### 7 補助金の交付

Q 7-① 補助金の交付決定はいつごろの予定ですか？

⇒ 申請いただいた書類を審査し、8月下旬頃に交付決定・不決定の通知書を送付する予定です。

**Q7-② 申請すれば必ず補助金が交付されますか？**

⇒ 被災程度が大規模半壊以上でないなど、審査の結果、対象要件に合わなければ交付されません。

**Q7-③ 申請者が多数の場合、対象要件に合っても交付されないことがありますか？**

⇒ 申請者が多数で、県の予算を超過する場合には、申請内容を審査した上で交付する方を選定（先着順ではありません。）するため、対象要件に合っても交付されないことがあります。また、交付される方でも減額して交付されることがあります。

**Q7-④ 補助金の支払いはいつごろの予定ですか？**

⇒ 原則として、事業が完了したことを県が確認検査してから支払うことになります。